

# 松永沼隈地区医師会居宅介護支援事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 一般社団法人 松永沼隈地区医師会が開設する松永沼隈地区医師会居宅介護支援事業所(以下、事業所という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下、事業という)は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。又、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

## (事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は、福山市南松永町二丁目8番12号とする。

## (従業者の職種、員数及び業務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び業務内容は、次のとおりとする。

- (1)管理者 1名(常勤) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- (2)主任介護支援専門員 3名(常勤) ※管理者含む 介護支援専門員 3名(常勤)  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる
- (3)事務職員 1名(常勤) 必要な事務を行う

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1)営業日 月曜日から土曜日までとする  
ただし国民の祝日及びその代替日、お盆休み(8/13~8/15)、年末年始(12/29~1/3)とする
- (2)営業時間 月曜日~金曜日は午前9時から午後5時15分までとし、土曜日は午前9時から午後12時30分までとする
- (3)電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

## (指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次の通りとする。

- (1)利用者の相談を受ける場所 相談室又は適切な場所とする
- (2)使用する課題分析票の種類 TAI方式を中心とする
- (3)サービス担当者会議の開催場所 会議室又は適切な場所とする
- (4)介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回以上/月

## (指定介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次の通りとする。

- (1)居宅サービス計画の作成
- (2)指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3)その他の便宜の提供

## (利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の実施地域は、

福山市(今津町・金江町・神村町・高西町・沼隈町・東村町・藤江町・本郷町・松永町・南今津町・南松永町・  
宮前町・柳津町)  
尾道市(浦崎町・高須町・原田町)の区域とする。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第10条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などの活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第11条

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 介護支援専門員に関する研修
- (2) その他の研修

従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は一般社団法人松永沼隈地区 医師会運営会議での協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は、平成11年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 1月11日に改定する。

この規程は、平成19年 4月 1日に改定する。

この規程は、平成21年 1月 1日に改定する。

この規程は、平成24年 1月 1日に改定する。

この規程は、平成24年 4月 1日に改定する。

この規程は、平成26年 7月 1日に改定する。

この規程は、平成28年 6月13日に改定する。

この規程は、平成30年 6月 1日に改定する。

この規程は、平成30年 8月 1日に改定する。

この規程は、平成31年 1月 1日に改定する。

この規程は、平成31年 4月 1日に改定する。

この規程は、令和 1年11月 1日に改定する。

この規程は、令和 4年 1月 1日に改定する。

この規程は、令和 4年11月21日に改定する。

この規程は、令和 5年 2月21日に改定する。

この規程は、令和 5年 5月21日に改定する。

この規程は、令和 6年 4月 1日に改定する。

この規程は、令和 6年 9月21日に改定する。